

(様式第1号)

判定票1

空家番号		整理番号	
所在地	滋賀県愛知郡愛荘町		
調査年月日	令和()年()月()日		
判定年月日	令和()年()月()日		
調査員①		調査員②	
構造	造	階数	階建

項目	判断内容	基礎点	評点	最大点数	最終評点	備考	
1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安全上危険となるおそれのある状態	7 建築物の倒壊	a 基礎または土台等に不同沈下がある。	100		100		
		b 20分の1超の柱の傾斜が認められる。	100		100		
	基礎および土台	a 基礎が破損または変形している。	50		50	ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50とする	
		b 土台が腐朽または破損している。	50				
		c 基礎と土台にずれが発生している。	25				
	柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	a 柱、はり、筋かいが腐朽、破損または変形している。	50		50		
		b 柱とはりにズレが発生している。	25				
	イ 屋根、外壁等の脱落または飛散等	屋根ふき材、ひさしまたは軒	a 屋根が変形している。	25		25	ただし、著しいものについては最大点数に+25とする
			b 屋根ふき材が剥落している。	25		25	
			c 軒の裏板、たる木等が腐朽している。	25			
d 軒がたれ下がっている。			25				
e 雨樋がたれ下がっている。			10		10		
外壁	a 壁体を貫通する穴が生じている。	25		25			
	b 外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽または破損し、下地が露出している。	15		15			
	c 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	10		10			
看板、給湯設備、屋上水槽等	a 看板の仕上げ材料が剥落している。	10		100			
	b 看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。	10					
	c 看板、給湯設備、屋上水槽等が破損または脱落している。	10					
	d 看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	50					
屋外階段またはバルコニー	a 屋外階段、バルコニーが腐食、破損または脱落している。	10		100	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては評点に+50とする		
	b 屋外階段、バルコニーが傾斜している。	50					
門または塀	a 門、塀にひび割れ、破損が生じている。	10		20			
	b 門、塀が傾斜している。	20					
ウ 擁壁の老朽化	擁壁表面に水がしみ出て、流出している。	水抜き穴の詰まりが生じている。	20		30		
		ひび割れが発生している。	30				
周辺へ与える影響度判定結果地域要件 (A+B)							
合計		800		610		※最終評点の合計が100点以上となったものを特定空家等と判定	

(地域要件)

項目	周囲の状況	調査項目	距離(大)	距離(中)	距離(小)	
2 そのまま放置すれば周辺へ与える影響度	7 被判定空家等の建築位置	隣接地境界との距離 (最短距離) L = m	2階建以内	L > 概ね 5m □	概ね 3m ≤ L ≤ 概ね 5m □	L < 概ね 3m □
			3階建以上	L > 概ね 10m □	概ね 6m ≤ L ≤ 概ね 10m □	L < 概ね 6m □
		公衆用道路との距離 (最短距離) L = m	2階建以内	L > 概ね 5m □	概ね 3m ≤ L ≤ 概ね 5m □	L < 概ね 3m □
			3階建以上	L > 概ね 10m □	概ね 6m ≤ L ≤ 概ね 10m □	L < 概ね 6m □
	合計 A		項目	公衆用道路との距離(大)	公衆用道路との距離(中)	公衆用道路との距離(小)
			隣接地境界との距離(大)	影響度(低) 1点	影響度(中) 3点	影響度(高) 10点
			隣接地境界との距離(中)	影響度(中) 3点	影響度(中) 6点	影響度(高) 10点
			隣接地境界との距離(小)	影響度(高) 10点	影響度(高) 10点	影響度(高) 10点
	周囲の状況		調査項目	基礎点	評点	合計 B
	イ 隣接家屋	隣接家屋が1軒ある。		1		
隣接家屋が2軒以上ある。			3			
ウ 通学路	小学校の通学路になっている。		3			
	中学校の通学路になっている。		3			
	義務教育学校の通学路になっている。		3			
エ 被判定空家等と公共施設の距離	被判定空家等から半径100メートル以内に公共施設がある。		3			
	被判定空家等から半径300メートル以内に公共施設がある。		1			
オ 緊急輸送道路	接道する道路が緊急輸送道路に指定されている。		3			